



江田島市告示第 7 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 7 年度及び令和 8 年度において、江田島市が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 1 9 条第 3 号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

江田島市長 明 岳 周 作



1 入札参加資格

別表第 1 左欄の希望業務の部門ごとに、同表右欄の希望業務の分野について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

(2) 主観的審査事項

- ア 県が発注した測量、建設コンサルタント等業務の業務成績
- イ 県の指名除外の状況
- ウ 県発注測量、建設コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
- エ 県発注測量、建設コンサルタント等業務における暴力団排除のための契約制限の状況
- オ I S O 9 0 0 1 の認証取得の有無
- カ 測量系 C P D 協議会の測量 C P D 制度における所属技術者の学習単位数

- キ 建築ＣＰＤ運営会議の建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の認定時間数
- ク 建設系ＣＰＤ協議会加盟団体の継続教育制度（ＣＰＤ）における所属技術者の学習単位数
- ケ 障害者雇用の状況
- コ 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- サ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- シ 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- ス 広島県保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無
- セ 県による優良建設コンサルタントとしての表彰の状況

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者
- イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定による登録を受けていない者
- ウ 直近２年間に於いて、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに江田島市税の滞納がある者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者
- カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国税の滞納がある者
- キ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚

偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、江田島市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

ク 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、本店（本社）又は契約権限を有する営業所を江田島市内に有する者（以下「市内業者」という。）については、窓口における申請もできるものとし、これ以外の者については、やむを得ない場合に限り、窓口における申請もできるものとする。

ア 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第1項、第2項、第7項及び第22項から第24項までのものを除く。）は、広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「県建設産業課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書

の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出し、かつ、同表第２各項の添付書類（第１項及び第３項から第２３項までのものを除く。）は、別に江田島市総務部財政課（江田島市大柿町大原５０５番地。以下「財政課」という。）に持参、郵送又は信書便により提出するものとする。

（イ） 申請期間

令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月２２日（金）までに電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和６年１１月２９日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送又は信書便により県建設産業課及び財政課に到達させなければならない（期日までに記録がされていない、又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

（ウ） 追加申請期間

別に告示する。

イ 窓口における申請

（ア） 申請方法

別記様式第１号による資格審査申請書及び別表第２に掲げる添付書類を（エ）に掲げる提出先に持参、郵送又は信書便により提出して申請を行うものとする。

（イ） 申請期間

令和７年１月１４日（火）から令和７年１月３１日（金）まで（市の休日を除く。期日までに到達しない場合は、申請全体を無効とする。）とし、その経過後は市長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

（ウ） 追加申請期間

別に告示する。

(エ) 提出先

財政課

3 受付票の交付

2 (2) ア及びイに定めるところにより申請をした者に対しては、受付票を交付する。ただし、送付先を記入し、必要な切手を貼り付けた封筒を提出しない場合は、この限りでない。

4 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、有資格者名簿を江田島市ホームページに掲載することで、通知に代えるものとする。

ただし、市内業者については、これを申請者に通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年5月31日まで有効とする。ただし、令和9年6月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

業 務 部 門	業 務 分 野
測量一般	測量
地図の調整	測量
航空測量	測量
建築一般	建築関係建設コンサルタント
意匠	建築関係建設コンサルタント
構造	建築関係建設コンサルタント
暖冷房	建築関係建設コンサルタント
衛生	建築関係建設コンサルタント
電気	建築関係建設コンサルタント
建築積算	建築関係建設コンサルタント
機械設備積算	建築関係建設コンサルタント
電気設備積算	建築関係建設コンサルタント
調査	建築関係建設コンサルタント
地質調査	地質調査
土地調査	補償関係コンサルタント
土地評価	補償関係コンサルタント
物件	補償関係コンサルタント
機械工作物	補償関係コンサルタント
営業・特殊補償	補償関係コンサルタント
事業損失	補償関係コンサルタント
補償関連	補償関係コンサルタント
総合補償	補償関係コンサルタント
河川・砂防及び海岸・海洋	土木関係建設コンサルタント
港湾及び空港	土木関係建設コンサルタント
電力土木	土木関係建設コンサルタント
道路	土木関係建設コンサルタント
鉄道	土木関係建設コンサルタント
上水道及び工業用水道	土木関係建設コンサルタント
下水道	土木関係建設コンサルタント
農業土木	土木関係建設コンサルタント
森林土木	土木関係建設コンサルタント
水産土木	土木関係建設コンサルタント
廃棄物	土木関係建設コンサルタント
造園	土木関係建設コンサルタント
都市計画及び地方計画	土木関係建設コンサルタント
地質	土木関係建設コンサルタント
土質及び基礎	土木関係建設コンサルタント
鋼構造及びコンクリート	土木関係建設コンサルタント
トンネル	土木関係建設コンサルタント
施工計画・施工設備及び積算	土木関係建設コンサルタント
建設環境	土木関係建設コンサルタント
機械	土木関係建設コンサルタント
電気電子	土木関係建設コンサルタント
不動産鑑定	その他
登記手続等	その他
その他	その他

別表第 2

添 付 書 類	窓口にお ける申請	電 子 申 請	
		広 島 県	江 田 島 市
1 委任先に関する調書（様式第 2 号）	○		
2 補足事項調書（紙で出力する。）			○

3 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	△	△	
4 有資格技術職員名簿（様式第3号）	○	○ ※県様式	
5 希望業務実績調書（様式第4号）	○	○ ※県様式	
6 江田島市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面（江田島市に納税義務を有する者）	△	△	
7 広島県税規則（昭和29年広島県規則第51号）別記様式第37号の6の納税証明書	△		
8 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	
9 法人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書	○	○	
10 法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	
11 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。）	△	△	
12 申出書（様式第5号）	△	△ ※県様式	
13 ISO9001の認証に係る登録証の写し	△	△	
14 CPD内訳書（様式第6号）	△	△ ※県様式	
15 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面の写し	△	△	
16 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し	△	△	
17 建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位について当該団体が証する書面の写し	△	△	

18 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）	△	△	
19 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し	△	△	
20 広島県保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し	△	△	
21 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	△	
22 誓約書（様式第7号）	○		
23 印鑑証明書又はその写し	○		
24 受付書送付用封筒（長形3号に110円切手を貼り、必ず送付先を記入すること）	△		△

注1 ○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出を必要とするものを示す。ただし、第6項及び第7項に定める書類については江田島市又は広島県に納税義務を有する者のみが、第11項に定める書類については社会保険等に参加義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が、第13項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが、第14項から第17項に定める書類については学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者が、第18項に定める書類については注6に該当する者のみが、第19項から第21項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

3 第3項に定める書類のうち各証明書、第6項から第8項まで、第10項、第19項から第21項まで及び第23項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

4 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第9項及び第1

0 項に定める書類については、提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

5 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第9項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

6 第18項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用しているものをいう。

哈一銀花

※受付番号

一般競争(指名競争) 入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

江田重武

三	
四	
五	
六	

11-

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

五

令和7年度及び令和8年度において、江田島市で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、次の項目について契約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。
- 2 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。

01	新規・更新の区分	
02	登録番号	8 0

(記入の必要はありません。)

(記入の必要はありません。)

(法人の場合に記入してください。個人の場合は記入不要です。)

05 法人・個人の区分	(1: 法人 2: 個人)
-------------	---------------

07	商号又は名称(漢字等)
----	-------------

09 郵便番号

(記入の必要はありません。)

I0 本店所在地市区町村コード
(記入の必要はありません。)

(ビル名など)

12 電話番号	
13 FAX番号	

15 Eメールアドレス区分	(1: 法人用 2: 担当者用)
---------------	------------------

◎県内の営業所に関する事項

16 県内営業所の有無	(県内に営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)
-------------	--

 $[A]$

(大字以降で番地まで記入してください。)

※受付番号

<登録番号> 80

17 希望業務の内容		分野	測量	建築関係建設コンサルタント				地質調査				補償関係コンサルタント				土木関係建設コンサルタント																													
希望業務		部門	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械設備積算	電気設備積算	調査	地質調査	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	河川・砂防及び	海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及び	コンクリート	トンネル	

※ 希望業務「その他」を希望した場合のみ、その内容を5項目以内で簡単に記入してください。

土木関係		その他	
施設及び積算		登記手続等	その他
測量業者			
建築士事務所			
地質調査業者			
補償コンサルタント			
建設コンサルタント			
不動産鑑定業者			
土地家屋調査士			
司法書士			
計量証明事業者			

※ 17 希望業務の内容は、希望する部門の下欄に「1」を記入してください。

※ 18 法令等の登録等の有無

測量業者		計量証明事業者	
建築士事務所		司法書士	
地質調査業者		土地家屋調査士	
補償コンサルタント		不動産鑑定業者	
建設コンサルタント		建設コンサルタント	
不動産鑑定業者			
土地家屋調査士			
司法書士			
計量証明事業者			

※ 18 法令等の登録等の有無、「20 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容」及び「21 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容」については、登録等がある区分の下欄に「1」を記入してください。

19 登録等を受けている事業一覧

※ 今回希望する分野・部門に関する事業以外のものは記入しないでください。

※ 複数の登録がある場合には、最新のものを登録年月日を記入してください。

登録事業者	登録番号	元	登録年月日			登録事業者	登録番号	元	登録年月日		
測量業者	第 号		年	月	日	地質調査業者	第 号		年	月	日
補償コンサルタント	第 号		年	月	日	不動産鑑定業者	第 号		年	月	日
土地家屋調査士	第 号		年	月	日	計量証明事業者	第 号		年	月	日

20 補償関係コンサルタント登録業者の登録部門内容		21 建設コンサルタント登録業者の登録部門内容	
土地調査		河川・砂防	
土地評価		及び海岸・海洋	
物件		港湾及び空港	
機械工作物		電力土木	
営業・特殊補償		道路	
事業損失		鉄道	
補償関連		上水道及び工業	
総合補償		下水道	
		農業土木	
		森林土木	
		水産土木	
		廃棄物	
		造園	
		都市計画及び	
		地方計画	
		地質	
		土質及び基礎	
		鋼構造及び	
		コンクリート	
		トンネル	
		施工計画・施工	
		設備及び積算	
		建設環境	
		機械	
		電気電子	

※ 登録年月日の元号は、「明治→1、大正→2、昭和→3、平成→4、令和→5」で記入してください。

(例) 昭和40年5月10日の場合、「340年05月10日」と記入してください。

[B]

※受付番号

登録番号 80

22	①競争参加資格希望業務区分	②直前2年度決算	③直前1年度決算	④直前2か年間の年間平均実績高
	測量	年 月 年 月 年 月 (千円)	年 月 年 月 年 月 (千円)	(千円)
	建築関係建設コンサルタント業務			
	地質調査業務			
	補償関係コンサルタント業務			
	土木関係建設コンサルタント業務			
	その他業務 (上記5業務以外)			
	合 計			

※1 ②から④の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。②・③は千円未満を切り捨ててください。④は②・③をもとに四捨五入して記入してください。

2 「22 希望業務等実績高」には、測量・建設コンサルタント業務以外の業務 (建設業を兼業している場合は、その完成工事高等) の実績高は記入しないでください。

23	区 分	直前決算時 (千円)
	① (うち外国資本)	()
	株主資本	
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 計 (P)	

※ ①～④は千円未満を切り捨ててください。

24	損益計算書	税引前当期利益 (千円) (S)							
	① 流動資産 (千円) (M)								
	② 流動負債 (千円) (N)								
	③ 固定資産 (千円) (Q)								
	④ 総資本額 (千円) (R)								
25	貸借対照表								

※ 24、25に記載する金額は千円未満を切り捨ててください。

26 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)				(%)
	② 流動比率 (M/N×100)				(%)
	③ 自己資本固定比率(P/Q×100)				(%)

※1 ①～③は小数点第2位を四捨五入して記入ください。

2 ①～③の比率が999.9以上の場合は999.9と、-999.9以下の場合は-999.9と記入してください。

27	1 外国籍会社 [国名:]
	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)
	3 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)
	4 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)

※ 1若しくは2に該当するとき又は3で比率の合計が50パーセント以上のときは、「1」を設定してください。

28	①創 業	年 月 日
	②休業又は転 (廃) 業の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
	③現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	④営 業 年 数	(年)

※申請日時点の営業年数 (1年未満は切捨て) を記入してください。

※受付番号

登録番号

80

29 常勤職員の数 (人)

① 技術職員

② 事務職員

③ その他職員

④ 計(=①+②+③)

⑤ 役職員等

※⑤の役職員等は、内数で記入してください。

30	有	資格	者	数		841	842	137	238	062	113	101	202	222	241	342	243	①横計
		構造設計	設備設計	一級建築士														
		一級建築士	一級建築士															
		244	301															②横計
		司法書士	建築積算士															
			(建築積算資格者)															
		161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172					③横計
		機械部門	機械部門	電気電子	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	建設部門	
		(※)	(その他)	門	(土質及び基礎)	造及びコンクリート)	(都市及び地方計画)	(河川、砂防及び治水、海岸)	(港湾及び空港)	(電力土木)	(道路)	(鉄道)	(トンネル)					
		173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184					④横計
		建設部門(施工計画)	建設部門(建設環境)	農業部門(農業土木)	森林部門(森林土木)	水産部門(水産土木)	情報工學部(情報工學)	応用理學部(地質)	応用理學部(その他)	上下水道部門(上下水道及び工業用水道)	上下水道部門(下水道)	上下水道部門(水道環境)	その他の部門					
		701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712					⑤横計
		河川・砂防及び海岸・港湾	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び検査					
		713	714	715	716	717	718	719	720	721	722							⑥横計
		建設環境	上下水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	機械	電気電子	水産土木	廃棄物	建設情報							
		245	346	247	258	223	224	248	251	302	001	002	003					⑦横計
		公認会計士	会計士補	税理士	第一種電気主任技術者	第一種電気主任技術者	線路主任技術者	中小企業診断士	地質調査技師	土地区画整理士	建設コンサルタント業務実務経験者	用地調査等業務実務経験者	公共用地取得実務経験者					
																		①～⑦の計

注 1 技術士の機械部門 (※) は、選択科目「機械設計」、「流体力学」又は「交通・物流機械及び建設機械」を指します。

2 技術士の総合技術監理部門については、上記各部門の選択科目の有資格者数に加えて記入してください。

31 測量系CPD学習単位数

32 建築CPD認定時間数

33 建設系CPD学習単位数

※広島県内の営業所等に所属する有資格技術者の申請日の前年度及び前々年度の総学習単位数 (認定時間数) を記入してください。(上限999単位。取得した学習単位等がない場合は記入しないでください。)

D

※ 江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。
※ 本店は記入しないでください。

[illegible]

有 資 格 技 術 職 員 名 簿

- 1 記入例に倣い、正しく記入してください。
- 2 「氏名」は、営業所（本店又は営業所）ごとにまとめて記入してください。
- 3 「氏名」は、姓と名の間を1文字開けてください。「フリガナ」は1文字開けて記入してください。
- 4 「生年月日」欄の「元」欄には、「明治→1、大正→2、昭和→3、平成→4」を記入してください。
- 5 「有資格区分コード」の欄には、様式第1号[D]の「30 有資格者数」にある有資格区分コード（詳細は「申請の手引き」にあるとおり）を記入してください。
「30 有資格者数」と有資格者数とを必ず一致させ、該当する資格を有しない技術職員については記入しないでください。
- 6 資格が五つ以上あって、記入が2段になる場合は、氏名及び生年月日は最上段のみ記入し、2段目からのアルファベットを消し、下段に「+」を記入してください。

営業所等	フリガナ		生 年 月 日			記号	有 資 格 区 分 コ ー ド										実務経験 年 月 数	
	氏 名	元	年	月	日		年	月										
						A												
						B												
						C												
						D												
						E												
						F												
						G												
						H												
						I												
						J												

・下段の空白スペースにページごとの各資格の合計を記入してください。また、最終ページには各資格の総合計を記載してください。

(例) 1 3 7 : 1 2 3 8 : 2

記入要領

- 1 本表は、希望業務分野の内容（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）ごとに、別葉にして作成してください。
- 2 本表は、「希望業務分野名」に記載の業務分野における直前1年間の主な契約について金額の大きい順から10件以内で記載してください。（他分野における委託契約、工事請負契約は記入しないでください。）
- 3 「直前1年間の主な契約」とは、直前の営業年度内において契約されたものをいいます（契約期間が次の営業年度に及ぶものを含む。）。
- 4 「業務の対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積、精度等、設計の階数、構造、延べ面積等を概略で記入してください。
- 5 「委託契約金額」の欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。
- 6 着手年月及び完成年月の「元」欄の「5」は「令和」を指します。

[illegible]

申 出 書

次の理由により、社会保険・厚生年金保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

(社会保険及び厚生年金保険)

☐従業員5人未満の個人事業所であるため。

☐従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関(年金事務所 課)に問合せを行い、判断しました。

(雇用保険)

☐役員だけの法人であるため。

☐その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関(ハローワーク 課)に問合せを行い、判断しました。

令和 年 月 日

江田島市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

無品内D.P.C

- 1 記入例に倣い、正しく記入してください。
- 2 県内の営業所（本店又は営業所）に所属する技術者について、営業所ごとに記入してください。
- 3 評価の対象となる学習単位数、認定時間数の合計は999までです。合計が1000以上の場合は999として記入してください。
- 4 同一の技術者が、建設系CPD協議会に加盟する複数の団体のCPD学習単位を有している場合は、いずれか一つの団体のCPD学習単位を記入してください。
- 5 記入が2ページ以降に及ぶ場合は、最後のページに合計を記入してください。

[illegible]

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
・過失により上記2に違反した場合、直ちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

令和 年 月 日

江田島市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印